

佐賀県告示第三百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成二十一年十二月十一日

佐賀県知事 古川 康

一 施行者の名称

佐賀市

二 都市計画事業の種類及び名称

佐賀都市計画下水道事業 佐賀市公共下水道（佐賀地区、諸富地区、大和地区）

三 事業施行期間

（佐賀地区）

昭和四十七年三月八日から

平成二十五年三月三十一日まで

（諸富地区）

平成十四年三月十三日から

平成二十五年三月三十一日まで

（大和地区）

平成十三年一月十七日から

平成二十五年三月三十一日まで

四 事業地

（佐賀地区）

収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

（諸富地区）

収用の部分 変更なし

使用の部分 平成十四年佐賀県告示第百七号及び平成十七年佐賀県告示第三百九十一号の事業地に佐賀市諸富町大字徳富字天神三、字橋津、字善之充搦、字屋敷副、字徳富、字八郎右工門搦、字本村、字一本杉及び字一本松六、大字大堂字五本松九、字四本松、太田分字五本松十一、字太田分一、字太田分二、字西館、字土師、字光増津分、字橋津、字東館、字四本杉一、字一本谷三、字三本松一、大堂分字寺領二、太田分字寺領二、字寺領四、字大堂剛津、字大堂新津、字大堂本津及び字五本松四、大字為重字三重分四本杉、字三重分屋敷添、字三重分元代官所、字三重分二本松、字三重分、字三重分屋敷田、字三重分一本松、字三重分円城寺西、字三重分八幡前及び字三重分三本杉並びに大字山領字福田分、字福田分一本谷、字福田分四本黒木、字福田分五本黒木、字福田分水町及び字福田分二本谷地内を加え、佐賀市諸富町大字徳富字天神一地内において事業地を変更する。

(大和地区)

収用の部分 変更なし

使用の部分 平成十三年佐賀県告示第十号及び平成十九年佐賀県告示第二百四号の事業地に佐賀市大和町大字尼寺字一本杉、字三本杉及び字四本杉、大字久池井字花久保、字一本松、字五本杉、字六本杉及び字平原並びに大字梅野字都渡城を加え、佐賀市大和町大字尼寺字若宮、字市ノ江、字三本松、字一本松、字二本松及び字四本松並びに大字久池井字六本柳、字二本松、字三本杉及び字四本杉地内において事業地を変更する。